

指定管理業務仕様書

静岡市工芸と歴史の体験施設
「駿府匠宿」

静岡市経済局商工部産業振興課

本仕様書は、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」指定管理募集要項と一体のものであり、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」（以下「駿府匠宿」という。）の管理運営業務を指定管理者が行うに当たり、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例（平成15年静岡市条例第189号。以下「駿府匠宿条例」という。）に定めるもののほか、静岡市（以下「市」という。）が指定管理者に要求する管理運営の業務の内容及び範囲を示すものである。

指定管理者には、次に示す施設の設置目的・運営方針の具現化のため、事業者としてこれまで培ってきたノウハウや企画力等が最大限に発揮される積極的な事業展開を期待するものである。

1 施設の設置目的・運営方針

(1) 設置目的

市は、市民が工芸に親しみ、歴史に触れることにより、地場産業及び地域の歴史への理解を深めるとともに、地域経済の活性化を図るため、駿府匠宿を設置する。

(2) 基本理念

ア 駿府匠宿とは

市の地場産業は、今川家の時代（約470年前）には、お椀などの漆器が作られていたことが分かっており、産業としては、徳川家が静岡浅間神社の造営に際し、全国各地から優れた技術を持った宮大工、塗師、指物師などの職人を駿府に集めたことが始まりと言われている。造営の後も駿府に住み続けた名工たちの技術と伝統は、現在、伝統工芸をはじめ、木工技術を基礎としてプラスチックモデル、サンダルへと発達するなど、脈々と受け継がれている。

駿府匠宿では、これらの時代から受け継がれてきた地場産業及び伝統工芸（竹千筋細工、漆器、蒔絵、指物、染物等）の創作体験や地場産品及び伝統工芸品の展示等を通じて、来場者に地場産業に対する興味を喚起させること、また、旧東海道五十三次の宿場町「鞠子」、地場産業のルーツ「府中」等の歴史を紹介することにより来場者が地域の歴史への理解を深めることを目指し、平成11年にオープンした施設（別館は平成12年にオープン）である。

駿府匠宿の構成は、指定管理業務を実施する「公の施設」と、行政財産の目的外使用許可業務として物販や飲食を提供する「利便施設」とに区分しているが、同じ敷地内にあり、両者が一体となって運営されている。

「公の施設」としては、創作体験、展示等を通じて、市民に直接、市の地場産業や伝統工芸に触れてもらい、良さを知ってもらう機会を提供するとともに、東海道の歴史に触れる機会を提供している。そのほかにも、市内の小学生が市の地場産業を学ぶ場としても活用されており、毎年3,000人を超える児童が地場産業を学習するために駿府匠宿を訪れている。

「利便施設」としては、施設の賑わい創出及び利用者サービスの向上を図るため、現在は指定管理者が行政財産の目的外使用許可手続を経て、地場産品や地元特産品（とろろ、丸子紅茶等）の販売を行う「物販、食堂及び喫茶」を運営している。

以上のとおり、駿府匠宿は、「公の施設」と「利便施設」を一体的に管理運営することで有機的な活用が図られ、市民満足度を最大化させるサービスの提供が実現できる施設である。各機能の強みを生かすとともに、施設全体の一体的な運営による相乗効果で「市の地場産業及び伝統工芸の振興」が一層図られることを目指している。

このような基本理念を前提に、今回は公の施設部分の指定管理者を募集するものである。

【参考】市の地場産業

①伝統工芸

◆伝統的工芸品（国指定）

駿河竹千筋細工、駿河雛具、駿河雛人形

◆静岡県郷土工芸品

駿河指物、駿河漆器、駿河蒔絵、駿河和染、駿河塗下駄、駿河張下駄、静岡挽物、賤機焼、井川メンパ

②伝統工芸以外の地場産業

木製家具、サンダル・シューズ、プラスチックモデル、仏壇、木製雑貨・文具、建具、製材、木工機械、金属製品、ツキ板、缶詰、造船、機械金属、染物

イ 現状

（ア）駿府匠宿の現状

駿府匠宿は、令和元年度に、オープンから20周年を迎えた。その間、施設や事業の大きなリニューアルはなく、来場者数は年々減少傾向にある。また、施設の建物は20年が経ち、耐用年数を超えて老朽箇所が目立ってきていることから、建物ごと長寿命

化のための改修を順次実施している。

また、オープン以来、来場者に対し、地場産業及び伝統工芸を直接訴求する運営を行ってきたが、目標来場者数を重視するあまり、観光を主とする集客イベントの開催やツアー団体客などの受入れを行わざるを得ず、イベント時の賑わいはあるものの、地場産業及び伝統工芸の創作体験にまで結びつきにくい状況が続いてきた。

(イ) 地場産業界・伝統工芸業界の現状

市の地場産業界とりわけて伝統工芸界は、需要の低迷、人材・後継者の不足等の問題を抱えており、これら諸問題については早期の抜本的な解決は難しいが、市の伝統工芸技術を守り、育て、発展させるために、まずは伝統工芸を多くの方に知ってもらい、身近に感じてもらうことで、伝統工芸品の「良さ」がわかる人を増やしていく必要がある。

ウ 目指す施設の姿

地場産業及び伝統工芸を身近に感じられる施設・静岡市の伝統工芸を未来に繋ぐ

現状を踏まえ、駿府匠宿は、この目指す施設の姿を実現するため、指定管理者のノウハウや強みを生かしたコンテンツで駿府匠宿に人を呼び込み、来場者を地場産業及び伝統工芸の体験に結び付ける「間接的アプローチ」に転換し、より多くの人に地場産業や伝統工芸に興味を持ってもらうきっかけ作りをする。さらに、駿府匠宿の体験を通じて、地場産品や伝統工芸品を身近に感じてもらい、それらが日用に繋がることで、市の伝統工芸を守り、その技術が未来に繋がることを期待している。

また、指定管理者には、特に全ての伝統工芸業界とのネットワークを構築し、業界と連携して伝統工芸の魅力を来場者に伝える「橋渡し役」を担うことで、業界の維持・発展に寄与することを期待するものである。

(3) 運営方針

駿府匠宿の管理運営に当たっては、施設の設置目的を達成するため、最大限の努力をするとともに、併せて次の項目を遵守すること。

ア 駿府の伝統工芸を基軸とし、市の地場産業の振興及び情報発信を行うこと。

イ 伝統工芸品を中心とした市民の創作体験を行うこと。

ウ 幼児期から市の地場産業に触れることのできる機会を提供すること。

エ 市の伝統工芸の歴史を紹介すること。

- オ 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。
- カ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- キ 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- ク 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。
- ケ 予算の執行に当たって、事業計画書等に基づき適正かつ効率的な運営を行うこと。
- コ ごみの節減、省エネルギー等環境に配慮した運営を行うこと。
- サ 個人情報の保護を徹底すること。

(4) 目標

「目指す施設の姿」の実現のため、創作体験の利用者を増やしていくこと、施設の利用者の満足度を高めリピーターを増やしていくことを念頭に、次の目標を設定する。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
創作体験 年間利用者数	17,700人	18,000人	18,400人	18,800人	19,200人
利用者満足度	90%以上				

【参考】

創作体験平均利用者数（平成27年度～令和元年度） 17,409人

来場者数（令和元年度） 169,700人

2 指定管理業務の内容

(1) 指定管理業務を行う施設

- ア 名称 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」
- イ 所在地 静岡市駿河区丸子3240番地の1
- ウ 規模 敷地面積 約11,853㎡
 （本館 約5,300㎡、別館 約1,200㎡、駐車場 約5,353㎡）
 延床面積 約6,542㎡（建物の面積）
 （本館 約2,856㎡、別館 約801㎡、立体駐車場等 約2,885㎡）

エ 内容

施設名（※1）	機能
① 創作体験施設	地場産業及び伝統工芸に係るものづくりを体験できる工房
② 展示施設	地場産品及び伝統工芸品、東海道及び地域の歴史資料等を展示（原則、鑑賞のみで触れることは禁止）
③ 地場産品紹介施設	直接手に取り、触れることを前提とした地場産品を展示（利便施設での販売と連携することを想定）
④ 上記①～③に付帯する施設	駐車場（第1駐車場、第2駐車場）、休憩所、事務所、便所

※1 「施設名」は、駿府匠宿条例に定める機能上の区分であり、建物の区分とは異なる。（建物ごとの区分は下記「2（2）建物の詳細」のとおり）

オ 建築時期 本館：平成11年4月、別館：平成12年4月

(2) 建物の詳細（※2）

建物ごとの名称、構造、延床面積及び用途は次のとおりである。

なお、令和3年度からは次のとおり用途を変更する予定である。

建物の名称 （※3）	構造	延床面積 （㎡）	変更後の用途 （※4）
展示棟	鉄骨・鉄筋コンクリート造 瓦葺地下1階付2階建	923.83	匠の間② ギャラリー③ 物販（指定管理業務外）
工房棟	木造 瓦葺平家建	884.05	木工・竹千筋工房、塗物・和染 工房、陶芸工房、レーザー・サ ンドブラスト工房①
茶房棟	木造 瓦葺平家建	154.07	ギャラリー③
食堂棟	木造 瓦葺2階建	355.24	レストラン（指定管理業務外）
物販棟	木造 瓦葺平家建	268.30	自由工房①③

事務所棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺 2階建	201.10	事務所④
便所棟 1	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	39.19	便所④
便所棟 2	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	30.16	便所④
おもしろ 体験館 (別館)	木・鉄筋コンクリート造 合金メッキ鋼板葺 2階建	727.14	子供体験広場① 東海道歴史体験ホール②
休憩室	鉄筋コンクリート造 合金メッキ鋼板葺平家建	73.49	休憩所④
立体駐車場	鉄骨造 陸屋根 2階建	2,816.36	第1駐車場④ 普通自動車141台駐車可能（屋 上に駐車できる 3層駐車場 駐車面積約4,200㎡）
第1駐車場 管理棟	木造 合金メッキ鋼板葺平家建	34.06	
第2駐車場 管理棟	木造 合金メッキ鋼板葺平家建	34.06	第2駐車場④ 普通自動車60台駐車可能（平 面駐車場 駐車面積約2,978 ㎡）

※ 2 位置図、施設平面図は別紙 1 のとおり

※ 3 「建物の名称」は市の現在の管理上の名称

※ 4 丸数字は上記 2 (1) エの「施設名」による区分

備考

- 1 ほかに、市が国土交通省中部地方整備局から駐車場用地として占用許可を受けている国道 1 号静岡バイパス泉ヶ谷高架下用地を使用可能
- 2 館内にWi-Fiの設置あり（年間利用料は指定管理料に含む。）

(3) 指定管理者が直接行う業務

施設の設置目的を達成するための主要な業務は、指定管理者が直接実施することを原則とし、その全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、主要

業務が多岐にわたり、指定管理者のみでは実施が困難であると認められる場合など、事前に市の承認を得た場合に限り、当該業務を直接実施することができる専門業者等に一部を委託することができる。

なお、業務の実施に当たっては、多様化する市民ニーズへの対応と市民サービスの向上を図るため、指定管理者の創意工夫による事業展開や効率的な施設運営により、施設の魅力向上、ニーズに合った伝統工芸の情報発信、経費の削減が図られるものとする。

ア 事業の実施及び運営に関する業務

(ア) 来場者に対する案内並びに地場産業及び伝統工芸のPR業務

本仕様書「1施設の設置目的・運営方針」を踏まえ、来場者の満足度の高い案内及び効果的なPR業務を実施すること。

(イ) 利用者に対する創作体験、教室体験等の企画運営業務

本仕様書「1施設の設置目的・運営方針」を踏まえ、利用者のニーズに合った創作体験メニューを企画運営すること。ただし、次の事業は、継続実施等の必要性があるため、必ず実施するものとする。(それぞれの実績は別紙2のとおり)

a 「一般体験」として、駿府匠宿条例別表に掲げる「竹千筋細工」、「漆器」、「和染」、「陶芸」などの体験キットを用いた創作体験

b 「教室体験」として、駿府匠宿条例別表に掲げる「竹千筋細工」、「漆器」、「和染」、「陶芸」、「指物」などの高度な技術が学べる、職人による講習

c 市が実施する「地場産品体験学習事業(※)」の受入れ

※ 「地場産品体験学習事業」とは、市内の小学生が授業の一環として駿府匠宿で創作体験を実施する場合に、その利用料金に対し市が補助金を交付するもの(令和元年度利用者 44校3,159人)

d 別館において、地場産品の木製玩具や木製遊具を体験できる子供体験広場の運営(新規)

(ウ) 伝統工芸の実演等の実施に関する業務

本仕様書「1施設の設置目的・運営方針」を踏まえ、効果的な実演等を実施すること。

(エ) 常設展示及び企画展示の管理運営・開催業務

本仕様書「1施設の設置目的・運営方針」を踏まえ、地場産品、伝統工芸品及び歴史資料等の効果的な展示を実施すること。

(オ) 施設の装飾及びイベント開催に関する業務

本仕様書「1 施設の設置目的・運営方針」を踏まえ、効果的な施設の装飾及びイベントを実施すること。

また、地域の拠点施設として地元と連携し、交流人口の増加に寄与するイベント等を開催すること。

(カ) 地場産業及び伝統工芸を振興する情報発信業務

時代に即した伝統工芸のあり方を研究し、伝統工芸を身近に感じられる効果的な情報発信をすること。

(キ) その他事業の実施及び運営に必要な業務

イ 施設等（附帯施設、附帯設備及び備品等を含む。以下同じ。）の維持管理業務

(ア) 施設等の保守管理等業務（詳細は、別紙3「施設等の保守管理等業務詳細」のとおり）

(イ) 光熱水費、燃料費、電話料等の支払業務

(ウ) 施設等の修繕業務（詳細は、別紙4「市と指定管理者のリスク分担表」のとおり）

(エ) 貸与物品の管理業務

(オ) その他施設等の維持管理に必要な業務

ウ その他の業務

(ア) 駿府匠宿条例で定める「利用料金」の收受及び減免の決定に関する事。

(イ) 市所管課、関係団体等との連絡調整に関する事。

(ウ) 市所管課、関係団体等からの依頼への協力に関する事。

(4) 第三者に委託することができる業務

次に掲げる業務については、第三者に委託することができる。

委託に当たっては市の例に準じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。

また、第三者からの再委託はできない。

ア 前記(3)ア(オ)施設の装飾及びイベント開催に関する業務

イ 前記(3)イ(ア)施設等の保守管理等業務

ウ 前記(3)イ(ウ)施設等の修繕業務

第三者に委託することができる業務と条件等は、指定通知を行う際に併せて通知する。

(5) 利用者満足度調査の実施

利用者満足度調査（施設の利用者を対象とした満足度調査）を年度ごとに実施し、分析を行って施設の管理運営に反映するとともに、その結果を事業報告（年度報告）の中で報告すること。

（６）指定管理者による自己評価

年度終了後 1 か月以内に、市が行う年度評価と同様の方法により、当該年度の指定管理業務について自己評価を行い、次年度以降の指定管理業務の改善を図るとともに、その結果を事業報告（年度報告）の中で報告すること。

（７）定期報告

各月終了後、翌月10日までに次の内容を記録した定期報告書を作成し、市に提出すること。

ア 施設の利用状況

イ 職員の配置状況（勤務実績）

ウ 各業務の実施状況（※）（業務の名称、実施日、業務概要）

※ 第三者委託業務を含む。

エ その他指定管理業務の適切な実施を確認するために市が必要と認める事項

（８）事業報告（年度報告）

毎年度終了後、1 か月以内に次の内容を記録した事業報告書を作成し、市に提出すること。

ア 管理業務の実施状況（事業計画との比較）

イ 施設の利用状況（利用件数、利用者数、目標との比較、利用拒否等の件数・理由等）

ウ 指定管理業務収支状況報告書

エ 財務諸表

オ 利用者からの意見、要望及び苦情の内容と対応状況

カ 利用者満足度調査の実施状況、考察

キ 自己評価の結果

ク その他指定管理業務の適切な実施を確認するために市が必要と認める事項

（９）次年度以降の事業計画書等の作成

毎年度、市と調整を図った上で、次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、市が指定する期日までに提出すること。

(10) 障害者差別解消法への対応

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条第2項に定める障害者への合理的な配慮の提供については、可能な限り、「静岡市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障がいのある人への配慮マニュアル」に基づく対応に努めること。

(11) 暴力団排除条例への対応

暴力団の利益になる利用や不当な行為を受けたときは、「静岡市暴力団排除条例運用の手引」に基づき対応を行うこと。

(12) マニュアルの整備

施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュアル及び危機管理マニュアル（火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制など）を作成すること。

(13) その他指定管理者が行わなければならない業務

ア 随時報告

事故や災害の発生のように緊急な事項や、指定管理者と金融機関の取引停止、指定管理者の法人格の変更に関わる事項など、指定管理の継続に影響がある事項については、随時報告を行うこと。

また、指定管理者が暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うこと。

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

- (1) この期間は、静岡市議会での議決により決定する。
- (2) 管理を継続することが適当でない認められるときは、指定を解除する。
- (3) 指定期間中に施設が廃止された場合には、指定は終了する。

4 管理の基準等

(1) 開場時間・休場日

開場時間及び休場日は、原則として次のとおりとする。ただし、施設のメンテナンス、特別なイベントの開催、天災などにより指定管理者が必要であると認めるときは、その都度市長の承認を得て変更することができる。

ア 開場時間

午前10時から午後7時まで

イ 休場日

(ア) 月曜日

(イ) 12月30日から翌年の1月1日まで

(2) 入場の制限等の基準

ア 入場の制限

駿府匠宿条例第8条による。

イ 利用料金の減免の基準等

指定管理者は、駿府匠宿条例第10条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる。減額又は免除の基準は、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則（平成15年静岡市規則第178号。以下「駿府匠宿規則」という。）第4条第1項に定める基準とする。この基準と標準処理期間は、静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）第5条第3項及び第6条の規定により、駿府匠宿において公表する。

【減免の実績】

年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
人 数 (人)	679	338	372
金 額 (円)	273, 100	118, 600	130, 400

【参考】

以下は、創作体験施設利用料金から減額する。

身体障害者手帳、療育手帳等提示による利用 100円減額（1人当たり）

国又は地方公共団体の国際交流目的の利用 100円減額（同）

市内小中学校の授業の一環としての利用 500円減額（同）

(3) 遵守すべき事項

指定管理業務の実施に当たっては、以下の法令を遵守し、施設の適正な管理に努めること。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

イ 駿府匠宿条例

ウ 駿府匠宿規則

エ 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の利用料金の減免に関する要綱（平成15年4月1日施行）

オ 労働関係法令（労働時間や労働賃金、雇用の形態など、適正な管理を行うこと。）

カ その他施設の管理運営に必要な関係法令等

関係法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

(4) 文書の管理及び保存

指定管理業務の実施に当たり、次に掲げる帳簿等を備え、施設の適正な管理運営に努めること。

また、作成又は取得した文書等は、市の文書事務に関する諸規定に準じて、適正に管理及び保存すること。

ア 管理に関する帳簿

(ア) 事業日誌

(イ) 施設運営に必要な諸規定

(ウ) 年間事業計画及び事業実施状況表

(エ) 従業員に関する書類

(オ) 設備及び備品に関する書類

(カ) その他施設の管理に必要な帳簿及び書類等

イ 利用者に関する書類

(ア) 各種施設運営に係る申請書及び名簿

(イ) その他必要な書類等

ウ 会計経理に関する帳簿及び書類

(ア) 収支予算及び収支決算に関する帳簿及び書類

(イ) 金銭の出納に関する帳簿及び書類

(ウ) 物品等の受払に関する帳簿及び書類

(エ) 資金に関する帳簿及び書類

(オ) その他必要な書類等

エ その他管理運営業務に必要な帳簿及び書類等

(5) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別紙5「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に従って、十分注意すること。

(6) 情報公開

指定管理業務の実施に当たり作成又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの公開は、市の制度に準じて適切な情報公開に努めること。

なお、指定管理業務の実施に当たり市に提出された収支状況報告書等の文書については、指定管理者のノウハウであって、公にすることにより、当該指定管理者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を除き、公開する場合がある。

(7) 施設管理におけるリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、別紙4「市と指定管理者のリスク分担表」のとおりとする。ただし、表で定める事項で疑義がある場合又は当該分担表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上、決定することとする。

(8) 災害時におけるリスク分担

ア 災害時のリスク分担、役割等

協定書締結の際に市と指定管理者とで協議し、確認した内容を事業計画書に記載するものとする。

イ 今後避難所等に位置付けられた場合の取扱い及び災害発生時の状況による協力依頼

市における公の施設には、地震・風水害等の大規模災害発生時において避難所等として地域防災計画において位置付けられ、極めて重要な役割を担う場合がある。

駿府匠宿は、現段階では地域防災計画に位置付けのない施設であるが、今後地域防災計画において避難所等に位置付けられる可能性があり、その場合には「災害時における施設利用の協力に関する協定」を締結し、「指定管理者災害対応の手引—指定管理者導入施設避難場所等災害対応マニュアル ひな型—」を参考に大規模災害時等の協力体制

を整備するよう努める必要がある。また、地域防災計画等に位置付けられない場合であっても、災害発生時の状況によっては、随時、各施設に協力を求められる可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務を負うものとする。

(9) 新型コロナウイルスその他新たな感染症への対応

施設の管理運営やイベント等の開催に当たっては、国、静岡県、市から示された新型コロナウイルスその他新たな感染症に係る対応方針等に基づき、市と協議の上、必要な対策等を講じること。

なお、全国的なイベント等については別途定める「全国的なイベント等の相談への施設管理者としての対応について」により対応すること。

(10) 賠償責任と保険の加入

指定管理業務の実施に当たり、市の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害については、施設の設置者である市が賠償責任を負うが、指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害については、指定管理者が賠償責任を負う。

このいずれの理由にもよらない事故により第三者に与えた損害については、その賠償責任について、市と指定管理者で協議することとする。

また、指定管理者に起因する火災等による施設の損壊についても、市は、指定管理者に対して損害賠償を請求することができる。

以上のことから、指定管理者は、想定される損害賠償請求に対応できるよう任意の賠償責任保険に加入すること。

(11) 備品

施設に必要不可欠な設備備品については市が用意するものとし、管理運営業務の遂行に当たり必要となる事務用備品については指定管理者が負担するものとする。

市は、別紙6「備品リスト」に記載のものを無償で貸与する。ただし、備品の所有権は市に帰属するため、指定管理者は備品台帳等による管理を徹底するなど、静岡市物品管理規則（平成15年静岡市規則第51号）等に基づき適正な管理に努めるとともに、指定管理期間が終了したときは、原状回復し、市に返却すること。

また、新たな備品の購入や更新については、予算の定める範囲において、市が必要と認める場合に市が整備することを基本とする。

なお、施設修繕の必要が生じた場合は、事前に市と協議するものとする。

5 管理体制（組織）

（1）資格等

指定管理者は、管理的・監督的な地位にあり、防火管理等の知識や資格を有する甲種防火管理者を配置すること。

（2）配置体制

ア 指定管理業務を円滑、安全に実施するため、十分な知識と能力を有する従業員を確保し、必要な体制を整えること。

（ア）各棟及び駐車場には常時1人以上配置すること。

（イ）施設を代表する責任者を指定すること。

（ウ）工房棟には地場産業の職人を配置すること。

（エ）駿府匠宿の管理運営に支障がないよう配慮するとともに、来場者の要望に適切に応えられるものとする。

（オ）配置する人員の勤務形態は、労働基準法（昭和22年法律第49号）等を遵守し、駿府匠宿の運営に支障がないようにすること。

（カ）事業の企画、来場者への案内・安全確保、施設内外の清掃等、各種業務における責任体制を確立すること。

イ 以上の要件を満たした上で、市が想定する人員体制は次のとおりである。

なお、指定管理者の創意工夫による増減員は差し支えないものとする。

（ア）管理・運営、企画部門 11人

（イ）創作体験部門 14人（うち、職人2人）

（子供体験広場を含む。）

（ウ）展示・地場産品紹介部門 5人

（繁忙期等に一時的に対応する臨時職員は、別途5人程度を想定している。）

（3）非常時の体制

ア 危機管理マニュアルの作成

火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制を整備するため、市と協議の上、危機管理マニュアルを作成する。

イ 防火管理者の権限

防火管理者は、管理権原者（市長）から次に掲げる権限が付与される。

- (ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (イ) 避難施設等に置かれた物を除去すること。
- (ウ) 避難又は防災上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。
- (エ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。
- (オ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関すること。
- (カ) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持込みの制限に関する
こと。
- (キ) 収容人員の適正な管理に関すること。
- (ク) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関すること。
- (ケ) その他防火管理者の業務を遂行するために必要なこと。

ウ 防火管理者の業務

防火管理者は、次に掲げる業務を実施し、かつ、当該内容について十分な知識を有すること。

- (ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (イ) 避難施設等の管理に関すること。
- (ウ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。
- (エ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関すること。
- (オ) 火器の使用等危険な行為の監督に関すること。
- (カ) 収容人員の適正な管理に関すること。
- (キ) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関すること。
- (ク) その他防火管理者として行うべき業務に関すること。

エ AED（自動体外式除細動器）の管理

- (ア) AEDの操作方法習得のため、従業員に対する研修を実施すること。
- (イ) AEDを正常に使用可能な状態で管理すること。

(4) その他

ア 事業計画書への明示

従事予定者や採用計画とともに、どのような業務をどのような体制で実施するのかを組織図を含めて事業計画書に明示すること。

なお、次の指定管理者の候補者は、市の紹介により、現在の駿府匠宿の従業員のうち令和3年4月以降の雇用を希望するものと、採用について交渉することができる。ただし、従業員の雇用条件や待遇については、指定管理者の候補者が個別に交渉を行うものとする。

イ 利用者数の実績 (人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (※)
来場者数	243,670	200,150	169,700
体験者数	18,152	18,283	15,415

※ 令和元年度は、新型コロナウイルス対策のため、令和2年3月4日から同月31日まで創作体験施設を休場した。

6 指定管理経費

(1) 指定管理料の上限額

指定管理者が駿府匠宿の管理運営を行うために要する経費には、市からの指定管理料と利用料金収入を充てるものとする。

指定管理料の上限額は次のとおりであり、申請者はこの範囲内で提案すること。ただし、上限額は予算の議決により変更となる可能性がある。

なお、指定管理者が収入する創作体験施設の利用料金の見込額を控除した金額となっている。

159,515千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 積算経費

指定管理料の積算経費については、以下のとおりとする。

なお、年度ごとの業務に差異がない場合は、指定期間中の指定管理料の額は初年度の額を基本とし、特別な理由がない限り変更や精算は行わない（修繕料を除く。）。

ア 人件費

イ 業務管理費（健康診断費、研修費、研究開発費、パート募集掲載料等）

ウ 事業費（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、委託料等）

エ 一般管理費（退職金引当費、法定福利費等）

オ 施設費（消耗品費、光熱水費、燃料費、修繕料、通信運搬費、手数料等）

カ 管理雑費

キ 消費税相当額

(3) 指定管理者の収入

指定管理業務に係る収入については、以下のとおりとする。

ア 市からの指定管理料

イ 利用料金（創作体験施設）

(4) 直近3年間の収支決算額

ア 指定管理業務に係る支出（税抜） (千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人件費	105,112	105,670	109,748
業務管理費	1,563	1,299	1,197
事業費	33,616	32,737	30,482
一般管理費	20,145	20,424	19,957
施設費	40,689	40,933	43,316
管理雑費	361	327	338
租税公課	58	47	58
合計	201,544	201,437	205,096

令和3年度からの指定管理料は、人件費等の積算を見直し変更している。

イ 指定管理業務に係る収入（税込） (千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定管理料	205,826	205,503	210,988
利用料金	34,440	33,263	28,636
合計	240,266	238,766	239,624

ウ 条例で定める利用料金の限度額及び現在の利用料金（税込）

(ア) 創作体験施設の利用料金の限度額

a 一般体験

(a) セット体験コース

(円)

種類	区分	単位	利用料金の限度額	現在の利用料金
竹千筋細工	虫籠	1回につき	1,780	1,780
	花器		2,200	2,200
指物	六角小箱		2,300	2,300
木製履物	ミニ下駄		1,400	1,400
漆器	箸		1,980	1,980
和染	ハンカチ		1,150	1,150
	のれん		2,200	2,200
陶芸	手ひねり		2,090	2,090
	電動ろくろ		3,350	3,350
	絵付け		湯のみ	1,460
		皿	1,460	1,460
レーザー加工	キーホルダー	1,150	1,150	
サンドブラスト	コップ	1,150	1,150	

備考

- 1 体験時間は、1回につき2時間以内とする。
- 2 利用料金の限度額には、材料費を含む。

(b) 自由体験コース

(円)

種類	単位	利用料金の限度額	現在の利用料金
竹千筋細工	1回につき	730	730
指物			
木製履物			
漆器			
和染			
レーザー加工			
サンドブラスト			

備考

- 1 体験時間は、1回につき2時間以内とする。
- 2 利用料金の限度額には、材料費は含まない。

b 教室体験

(円)

種類	単位	利用料金の限度額	現在の利用料金
竹千筋細工	1 教室につき	20,950	20,950
指物			
ひき挽物			
まき時絵			
漆器			
和染			
陶芸			
サンドブラスト			
ガラス工芸			

備考 利用料金の限度額には、材料費を含む。

(イ) 駐車場の利用料金の限度額

(円)

区分	単位	利用料金の限度額	現在の利用料金
大型自動車 (マイクロバス及び大型特殊自動車を含む。)	1 回につき	1,570	1,570
普通自動車 (4 輪の軽自動車及び小型特殊自動車を含む。)		410	200

なお、令和3年4月から創作体験施設の利用料金の限度額を改正し、駐車場の利用料金は無料とする。改正後の限度額は、「【令和3年4月1日施行】駿府匠宿条例」を確認のこと。

(5) 支払方法

指定管理料の支払方法は、次のとおりとする。

ア 支払区分 概算払

イ 支払回数 年4回

ウ 請求時期

区分	請求時期
第1回分	4月
第2回分	7月
第3回分	10月
第4回分	1月

エ 支払時期

市は、請求書を受理した日から30日以内に支払う。

(6) 修繕料の精算

修繕料については、次に示す金額を上限として、毎年度精算するものとする。

修繕料 2,222千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 指定管理業務を対象とした国庫補助金等の取扱い

指定管理業務の実施に当たり、指定管理者が受けることのできる国や地方公共団体、独立行政法人等の補助制度があるときは、これを積極的に活用すること。ただし、指定管理業務を対象として国庫補助金等の交付を受けた場合は、同一の業務に対して指定管理料と国庫補助金等の両方が重複して収入されることになるため、精算等の手続が必要となる場合がある。

したがって、国庫補助金等の申請を行う際は必ず事前に市に報告し、その取扱方法について協議を行うこと。

(8) その他

指定管理業務と指定管理業務以外の経費の区別を明確にするため、管理口座を別にすること。

7 追加提案

指定管理者は、事業計画、開場時間、休場日等管理運営に係る内容及び各建物の用途変更に対し、追加提案をすることができる。ただし、「6（1）指定管理料の上限額」の範囲内で提案すること。

開場時間及び休場日の変更の提案をする場合は、事業計画書の最後に「追加提案」として、

「変更内容」、「変更理由」、「変更に伴う経費の配分」等を記載し、変更することで「目標」の達成にどのように貢献できるのかを明らかにすること。また、建物の用途変更の提案をする場合は、本仕様書の要件を満たす限りにおいて、各建物の構造に手を加えない範囲とし、変更することでどのような効果が見込まれるのかを明らかにすること。

事業計画以外の追加提案の採用の可否、開始時期等は市との協議により決定することとなるため、審査の対象に含まない。

なお、利用料金の限度額は条例により定めなければならないため、利用者から料金を徴収する事業を提案する場合は、駿府匠宿条例別表を漏れなく確認すること。

8 その他

(1) 事務引継

指定管理期間が終了し、指定管理者が交代する際は、次の指定管理者の候補者が円滑に指定管理業務を実施することができるよう、必ず引継ぎを行わなければならない。また、初回の引継ぎでは、市が立ち会った上で引継ぎの日程や方法、項目を決定する。

なお、引継ぎに係る経費は指定管理者の候補者が負担するが、市議会で指定管理者の指定議案が否決された場合には、それまでに負担した準備経費等は補償しない。

(2) 文書引継

指定管理者が指定管理業務を実施する上で作成した文書、収集した文書等については、市に引き継ぐものとする。

なお、市は必要に応じて、次期の指定管理者に当該文書を引き継ぐ。

(3) 目的外使用許可

行政財産である駿府匠宿の土地及び建物は、施設の用途又は目的を妨げない限度において、市が目的外使用の許可を行う。現在は、指定管理者がアのとおり目的外使用許可を受けて利便施設等を運営している。

利便施設等の運営に当たり目的外使用許可を得る場合は、別途市に申し出ること。また、利便施設等は、原状回復を前提に目的外使用許可を受けた者が内装改修を行うことができる。

ア 現に指定管理者が目的外使用許可を受けて使用している箇所の状況

場所	用途
物販棟の一部	物販店
食堂棟	食堂
回廊	物販を伴うイベント開催

イ その他の状況

駿府匠宿内の電柱等の設備の設置許可については、指定管理者の業務範囲外であるため、市が行政財産の目的外使用許可等を行い、その使用料は市の収入とする。

また、自動販売機の設置については、市が貸付けにより直接行うこととし、その貸付料は市の収入とする。

ウ 許可申請

指定管理者が行政財産の目的外使用許可を受けようとするときは、静岡市財産管理規則（平成15年静岡市規則第50号）第26条の規定による行政財産目的外使用許可申請書を市長に提出すること。

(4) 市主催事業等への協力

指定管理者は、市の施策や事業、防災訓練、災害時の対応等に、極力協力すること。

また、市が主催する事業のポスター設置、インターンシップ制の受入れ、市が主催する市政見学や行政視察等に協力すること。

(5) 監査への協力

市の監査委員による監査及び外部監査人による監査の対象となった場合には、積極的に協力しなければならない。

また、監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、市は帳簿書類その他の記録を指定管理者に提出させるとともに、監査会場への出席を求め、実地に調査することができる。

(6) 原状回復

指定期間の満了や指定取消があった場合には、市が認める場合を除いて、施設を速やかに原状に回復しなければならない。

(7) 法律改正等に伴う光熱水費の購入方法の見直しについて

電力・ガスの小売全面自由化に伴い、電力・ガス会社や料金メニューを自由に選択することが可能となったことから、指定管理者は積極的に購入方法の見直しを行い、経費節減等に努めること。ただし、購入方法を変更した日から1年間の電気料・ガス料金の実績と、前年の同期間における電気料・ガス料金の実績との間に10%以上の変動があった場合には、その10%を超える部分について精算を行うこととする。精算方法等については別途市と指定管理者が協議の上決定する。

なお、見直しに当たっては、以下の点に留意すること。

ア 契約しようとする電力会社・ガス会社が、小売電気事業者・小売ガス事業者として経済産業省の登録を受けていること。

イ 指定管理者と電力会社・ガス会社との間で、事故発生時等の緊急対応の体制が整備されていること。

【現行の電力会社・ガス会社】 電力：鈴木商事(株) ガス：静岡市農業協同組合

(8) その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、市と指定管理者が協議の上、処理する。